公益社団法人秋田県農業公社建設工事入札制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益社団法人秋田県農業公社が発注する建設工事（以下「公社工事」という。）の競争入札（以下「入札」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

（指名の基準）

第２条　指名競争入札を実施する場合においては、契約担当者は、入札に付する工事の内容に対応する別表１の第１欄に掲げる工種（以下この条において「対応工種」という。）に係る秋田県の建設工事の格付を受けた者のうちから指名するものとする。

２　契約担当者は、対応工種及び請負対応額に応じ別表２に定める秋田県の建設工事の等級に格付された者のうちから、請負対応額に応じ別表第３に定める指名数を指名するものとする。ただし、特別な技術を要する建設工事を入札に付する場合、又は工事の種類、内容若しくは地域の建設業者の能力等を勘案しこれにより難いと認められる場合はこの限りでない。なお、この場合にあっては、適正な競争性の確保を図るものとする。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する揚合は、入札に付する公社工事の対応工種及び請負対応額に対応する等級に格付された者以外の等級（対応工種に係るものに限る ）に秋田県の建設工事の格付された者のうちから指名することができる。

（１）災害等により緊急を要する工事

（２）特別の施設又は技術を要する工事

（３）入札に付する公社工事の請負対応額に対応する等級に格付された者の数がきわめて少ない場合

４　指名においては、次の事項に留意しなければならない。

（イ）建設業許可の状況

（ロ）信用度

（ハ）工事成績

（二）手持工事の状況

（ホ）当該工事の地理的状況

（ヘ）技術者の状況
（ト）当該工事施工についての技術的適性
（チ）機械器具の保有状況等
（リ）安全管理の状況
（ヌ）労働福祉の状況
（ル）その他

（条件付き一般競争入札）
第２条の２　前条の規定は、条件付き一般競争入札について準用する。
２ 前項に定めるもののほか、条件付き一般競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

（入札審査会）
第３条　指名業者の選定等について審議するため農業公社内に入札審査会を置く。
２　入札審査会は、次の事項を審議するものとする。
（１）指名競争入札に参加させる者及び随意契約の相手方の選定
（２）条件付き一般競争入札における入札参加資格の設定
（３）その他公社の執行について必要と認める事項
３　農業公社入札審査会の構成は、次のとおりとする。
会長：理事長
委員：専務理事、事務局長、農地管理部長、畜産部長とする。
４　会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（入札審査会等の会議）
第４条　入札審査会は、必要に応じ会長が召集する。
２　審査会の議長は、会長がこれにあたる。
３　審査会は、委員の３分の２以上が出席しなければ開催ができない。
４　審査会の決定は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
５　審査会は、非公開とする。
６　会長は、必要と認めるときは、学識経験者又は関係職員を参加させて意見を聞くことができる。

（指名停止）

第５条　理事長は格付業者が、秋田県が定める「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準」に該当する場合は、入札審査会の審議を経て、当該格付業者に対し２週間以上２４箇月以内の期間を定めて指名を停止することができる。

（入札に関する事務取扱い）
第６条　公社工事の発注に当たっての入札の事務の取扱い等については、別に定める。

（委任）
第７条　この要綱に定めのない事項については、別に定める。
なお、この定めにあっては秋田県が定める入札制度やその運用方針を準用するものとする。

附　則
１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
１　この改正は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
１　この改正は、平成２５年７月１日から施行する。
附　則
１　この改正は、平成２６年５月１２日から施行する。
附　則
１　この改正は、平成２８年６月２７日から施行する。
附　則
１　この改正は、平成３０年４月　１日から施行する。
附　則
１　この改正は、令和　元年５月　１日から施行する。

別表１

<table>
<tr><th>工種</th><th>発注工事
種　　別</th><th>発注工事の例示</th><th>建設業の許可</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般土木工事</td><td rowspan="2">一般土木工事</td><td>トンネル工事　橋梁工事　ダム工事　下水道工事(本管埋設)
圃場整備工事　農業用排水路工事(幹線)
農地造成工事</td><td>土木工事業</td></tr>
<tr><td>コンクリートブロック据付工事　土工事　掘削･盛土工事　コンクリート工事　地すべり防止工事(土留工等)　地盤改良工事　道路付属物設置工事(防雪柵設置工事雪崩予防柵設置工事)　杭工事捨石工事</td><td rowspan="3">とび・土工工事業</td></tr>
<tr><td>プレストレストコンクリート工事</td><td>プレストレストコンクリート工事(※1)　PC床版工事　PCスノーシェッド等工事</td></tr>
<tr><td>グラウト工事</td><td>ボーリンググラウト工事</td></tr>
<tr><td>しゅんせつ工事</td><td>港湾・河川しゅんせつ工事</td><td>しゅんせつ工事業</td></tr>
<tr><td>法面工事</td><td>法面処理工事</td><td>コンクリート・モルタル吹付工事　植生吹付工事法枠工事グランドアンカー工事</td><td>とび・土工工事業</td></tr>
<tr><td>建築一式工事</td><td>建築一式工事</td><td>建物の新築増改築工事</td><td>建築工事業</td></tr>
<tr><td>電気工事</td><td>電気工事</td><td>発電設備工事　変電設備工事　照明設備工事　信号設備工事送配電設備工事　構内電気設備工事ロードヒーティング工事</td><td>電気工事業</td></tr>
<tr><td>給排水暖冷房衛生設備工事</td><td>給排水暖冷房衛生設備工事</td><td>暖冷房設備工事　厨房設備工事　浄化槽工事給排水給湯設備工事　管内更生工事　無散水設備工事空気調和設備工事</td><td>管工事業</td></tr>
<tr><td>鋼構造物工事</td><td>鋼構造物工事</td><td>橋梁上部工事　門扉設置工事　鉄塔工事　鋼スノーシェッド工事貯蔵用タンク設置工事　防雪柵設置工事(工場製作)</td><td>鋼構造物工事業</td></tr>
<tr><td>舗装工事</td><td>舗装工事</td><td>アスファルト　コンクリートブロック舗装工事</td><td>舗装工事業</td></tr>
<tr><td>一般塗装工事</td><td>一般塗装工事</td><td>建築塗装工事ライニング工事鋼構造物塗装工事</td><td rowspan="2">塗装工事業</td></tr>
<tr><td>路面標示工事</td><td>路面標示工事</td><td>路面標示工事</td></tr>
</table>

工種	発注工事 種　　別	発注工事の例示	建設業の許可
機械器具設置工事	機械器具設置工事	エレベータ設置工事　集塵機器設置工事　舞台装置設置工事遊戯施設設置工　事揚排水機器設置工事　給排気機器設置工事　プラント設備工事　内燃力発電設備工事　ダム用仮設備工事　沈砂池機械設置工事　汚水ポンプ設備工事　反応タンク設備工事(単体)　脱水設備工事(単体)	機械器具設置工事業
電気通信工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事　アータ通信設備工事　放送機械設置工事　空中線設備工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事	植栽工事景石工事　広揚工事園路工事　公園設備工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事観測井工事	井戸築造工事　水設備工事温泉掘削工事　さく孔工事　集排水ボーリング　集水井無散水融雪施設(揚水井、還元井)	さく井工事業
水道施設工事	上水道施設工事	取水施設工事　浄水施設工事　配水施設工事	水道施設工事業
	下水道施設工事	下水処理施設工事(沈殿池・反応タンク設備等)　下水汚泥処理設備工事(濃縮・消化・脱水設備等)　圧送施設工事	水道施設工事業
解体工事	土木工作物解体工事	トンネル解体工事　橋梁解体工事（※2）	土木工事業
	建築物 解体工事	建築物の全部を解体する工事のうち、杭抜き工事など、解体 工事*以外の専門工事を伴う、総合的な企画、指導、調整が必要な建築物の解体工事（※3） *：解体工事には、解体に伴う足場の組立てや仮囲い等の仮設 工事を含む（以下同じ。)。	建築工事業
	解体工事	建築物の全部を解体する工事のうち、戸建住宅など、総合的な企画、指導、調整が不要な建築物の解体工事 *（※3）	解体工事業 （※４）

※1 「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は、発注工事種別「一般土木工事」 に該当し、建設業の許可「土木工事業」を必要とする。
※2 解体する工事と建設する工事を一の工事として発注する場合及び技術的難度の高い解体工事の場合は、発注工事種別「一般土木工事」に該当する。
※3 解体する工事と建築する工事を一の工事として発注する場合及び技術的難度の高い解体工事の場合は、発注工事種別「建築一式工事」に該当する。
※4 それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事に係る建設業の許可は、各専門工事に応じた建設業の許可に該当する。

別表２

工　種	請負対応額		等級
一般土木工事又は建築一式工事	一般土木工事又は建築一式工事	４，０００万円以上	A
		１，５００万円以上４，０００万円未満	B
		１，５００万円未満	C
	特殊機械による農地造成工事	４，０００万円以上	A
		４，０００万円未満	B
鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事	２，０００万円以上		A
	２，０００万円未満		B
電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事又は一般塗装工事	１，０００万円以上		A
	１，０００万円未満		B
上記の工事以外の工事	区分なし		A

別表３

請 負 対 応 額	指　　名　　数
１億５千万円以上	１２人以上
８，０００万円以上 １億５千万円未満	１０人以上
３，０００万円以上 ８，０００万円未満	８人以上
３，０００万円未満	５人以上